

農地の借り手をお探しの方へ

農地の貸し借りのご相談は むなかた地域農業活性化機構へ

平成21年12月に農業経営基盤強化促進法が改正され、新たに『農地利用集積円滑化事業』が創設されました。この事業では、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が利用調整を行って、農地を面的にまとめることにより、効率的かつ安定的に農業を営む者が使いやすいとする制度です。

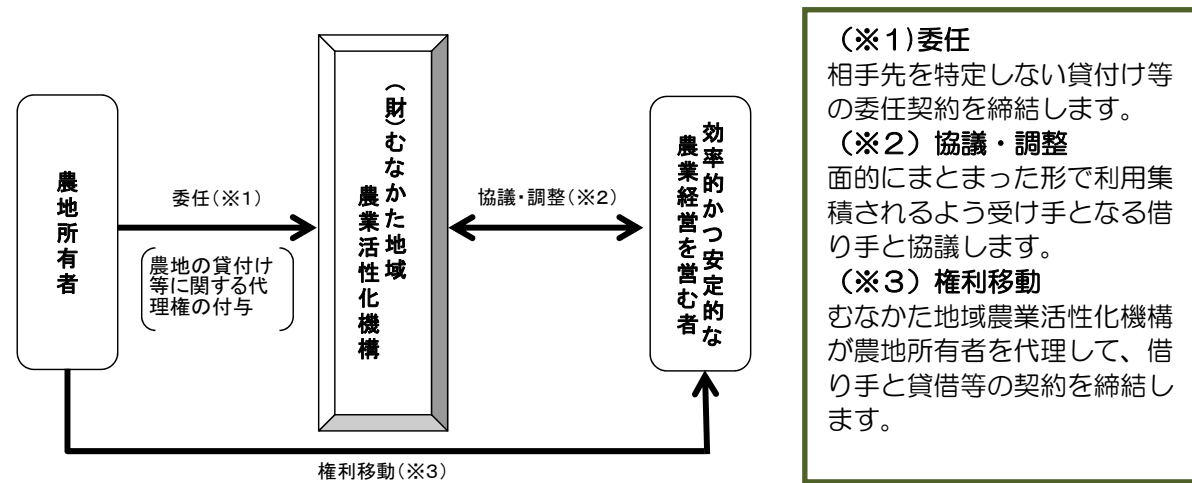
宗像市・福津市においては、両市からの認定を受けた、むなかた地域農業活性化機構がこの事業に取り組みます。

安心してお任せください！ ～農地利用集積円滑化事業～

むなかた地域農業活性化機構が、農地所有者から委任を受け、所有者を代理して農地の貸付けを行います。これにより・・・

農地所有者は、自ら貸付先を探す必要もなく安心して農地を任せられます。

借り手は、多数の農地所有者と交渉する必要がなく、バラバラになっている農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能になります。



- (※1) 委任
相手先を特定しない貸付け等の委任契約を締結します。
- (※2) 協議・調整
面的にまとまった形で利用集積されるよう受け手となる借り手と協議します。
- (※3) 権利移動
むなかた地域農業活性化機構が農地所有者を代理して、借り手と貸借等の契約を締結します。

【お問い合わせ先】

(財)むなかた地域農業活性化機構事務局
福岡県宗像市東郷四丁目3番1号 JA ホール内
☎ 0940-36-7883

※(財)むなかた地域農業活性化機構は、宗像市・福津市・JA むなかたの3者の共同出資で設立した団体です。

むなかた地域農業活性化機構における 事業の流れとポイント

相談

- 農地所有者から借り手（耕作者）がいない農地の相談を受け付けます
【ポイント】
 - ・市街化区域を除いた農地が対象です。
 - ・相談を受けた農地については、実地調査を行います。

委任契約の締結

- 相談を受けた農地について、農地所有者と委任契約を結びます
【ポイント】
 - ・借り手（耕作者）を特定できません。
 - ・委任する事務の内容については、借り手の選定、借り手との貸付けに関する条件の協議・調整、契約の締結・変更・更新などがあります。

借り手の選定

- 農地所有者から委任を受けた農地の借り手をお探しします
【ポイント】
 - ・貸付け条件等について農地所有者と借り手との調整・協議を行います。

利用権の設定

- 借り手が決定したら、農地所有者を代理して、契約の手続きを行います

★ただし、圃場条件等によっては対応できないこともありますので、ご了承ください。

★事業の詳細内容等については、むなかた地域農業活性化機構までお問い合わせ下さい。